

# 代議制民主主義に対する不信の広がり、「熟議」の意義（二）・完

麻野 雅子

## 目次

はじめに

第一章 「熟議」とは何か

第一節 「熟議」の理念

第二節 「熟議」の理念に対する批判的検討

第二章 「熟議」民主主義論とは何か

第一節 「熟議」民主主義論の理念 (以上、三四巻二号)

第二節 「熟議」民主主義論の理念に対する批判的検討

おわりに (以上、本号)

## 第二節 「熟議」民主主義論の理念に対する批判的検討

本節の課題である「熟議」民主主義論の理念に対する批判的検討に入る前に、前節で検討した「熟議」民主主義の理念とその分析視点をまとめてみたい。

「熟議」を民主主義の政治過程に導入しようとする「熟議」民主主義の理論は、「熟議」を経ることによって、民主主義の政治過程やそこで出された決定が正統化されるといふ信念を共有している。「熟議」がなぜ政治過程を正統化するのか。その問いに対する「熟議」民主主義

の主張を、三つに分けて整理した。以下三点を確認していこう。

第一は、民主主義では多数決により最終的な決定を行うとされるが、選好や意見を単に数えるだけでは、本当に良い結論が得られるとは限らず、「熟議」の過程が必要とする主張である。これは具体的には集計民主主義に対する批判である。「熟議」の過程を導入することで、選好の内容が吟味され、より「公共的」な選好へと変化し、望ましい政治決定が導かれる可能性が開ける。また、短絡的な自己利益尊重の政治像から脱却して、民主主義や政治そのものへの信頼回復を図ることが可能になるといっているのである。

第二は、「熟議」という相互行為のモデルは、自由で平等で「理性」的な人間関係を含んでおり、その自由や平等の理念は、民主主義社会の基本原理にふさわしいものだとする主張である。特に「政治的平等」については、民主主義を貫く理念であるため、重視されている。ただし、それが「熟議」の場において求められるものなのか、「熟議」を実践する社会全体のなかでも実現されるべきものなのかについては意見が分かれている。

第三は、民主主義の統治の根幹である、平等な市民による理性的相

互支配を実現しようとするなら、現代においても適切な形で政治過程に「熟議」を組み込まなければならぬという主張である。現実政治の決定システムのなかに「熟議」を制度化する場合、議会やその他既存の政治制度のなかでの審議や討議を「熟議」と呼ぶにふさわしいものにしていくのか、あるいは既存の制度のそとに新たな「熟議」の場を設けるのかについては、その重点の置き方で立場が分かれている。

それは、「熟議」を既存の代議制民主主義、自由民主主義の補完として位置づけるか、批判的役割を期待するか、あるいは自由民主主義を包括したより広い理念として理解するのか、という違いになって表れてくる。また新たな「熟議」の場として様々なミニ・パブリックスも構想され実践されている。これらのミニ・パブリックスでの「熟議」と「熟議」によって得られた結論や知見が、どの程度、現実の政治過程に影響を及ぼすべきか、現実の決定過程に反映されるべきかについては見解が分かれている。こうした点をうけて、「熟議」民主主義論のなかには、いわゆる「二回路モデル (two-track model)」を採用して、政治システム内の「熟議」と市民による自律的公共圏での「熟議」のどちらの重要性も認め、その役割の違いを認識したうえで、「熟議」による代議制民主主義の決定過程の正統化を図ろうとする立場もある。長くなってしまったが、前節での議論をまとめるとこのようになる。では、上記の三つの観点ごとに、その批判的考察を進めていきたい。

(一) 集計民主主義批判としての「熟議」民主主義に関して  
個人の意見や選好、利益や意向をそのまま集計して、多数決で政治

決定をすることを是認する「集計民主主義」は、政治の「私化」をもたらし、ひいては民主政治の形骸化・腐敗・信頼低下をもたらしと批判される。確かに、集計後の多数決という単純な決定過程では少数派の意向が考慮されないまま一方的な決定が下される事態となり、政治への無関心や諦念を増幅させるかもしれない。それに対して、「熟議」では、他者の意見や理由づけを傾聴したうえでより公共的で合理的な合意を目指すという過程が含まれているので、単純な意見の切り捨てから生じる失望は生まれない。ただ、必ずしも合意に至ることができるとは限らず、むしろ決定が遅れたり先送りされたりするだけに終わるリスクもある。もし「熟議」民主主義が合意を重んじるならば、決められない政治を生む可能性が高まる。実際、政治という共同の営みにおいて決定できないことは致命的な問題であり、その意味で「熟議」民主主義は、実際にはどこかで多数決による決定という段階を組み込む必要があるといえる。

決められない政治に陥るリスクは、多様な価値観や意見が存在する多元的な現代社会においてより深刻なものとなる。多元的な社会において、合理的な判断により選好を変容するという「熟議」の原則をすべての人が受け入れるにしても、多様な価値観をもつ人々にある特定の結論が受け入れられ、合意が得られるとは限らない。むしろ、誠実に「熟議」に向き合えば向き合うほど、その価値観の違いが露わになるだけかもしれない。「熟議」において合意に至る可能性が低いとするなら、結局「熟議」は、多数決による決定にお墨付きを与えるだけにしかないのではないかと考えられる。

こうした「熟議」に懐疑的な見解に対しては、逆に、多元的な社会であるからこそ、「熟議」の意義があるという主張を引き出している。

つまり、皆が同じ意見ならば「熟議」の必要はないのであって、対立があるからこそ「熟議」は必要となるのである。合意が得られる見通しがないから、「熟議」はしないという考え方は危険である。というのも、話し合いが否定されて出てくるのは、力とりわけ暴力による解決だけだからである。<sup>(1)</sup> 「熟議」には、自らのものとは異なる意見を知って、その理由づけを理解しようとする過程が含まれる。「民主主義的な討論のなかで、社会的に異質な立場を包摂し、その立場に注意を払うことで、参加者たちは、偏見を正し、自らの立場の特殊性を認識することができ<sup>(2)</sup>る」。そうした違った意見、利害、立場との対面こそが重要である。また、合意に至らず、多数決によって結論が出されたとしても、少数者は、結論の理由づけを知ること、受け入れやすくなる。もちろん、「熟議」民主主義者が期待するように、「熟議」の過程で「選好の変容」が生じることで、対立の境界線を揺るがすこと、差異を架橋することも起こりうる。<sup>(3)</sup> 対立する双方が納得する合意形成の可能性が全くないということも言い切れない。

ただ、多元的な社会における「熟議」民主主義の議論が、「熟議」の参加者に対して、多様な見解と照らし合わせつつ自らの立場の偏りを意識することにとどまらず、対立の解消、合意の形成、さらには一つの見解への収斂を期待するとするならば、政治における対立の必然性を軽視し、合意という名の一つの考え方の強制になりかねないという批判を喚起する。政治の本質を敵味方の闘争と理解する立場や、合意

が不同意や不平等な関係を覆い隠すことにつながるとする立場からすると、<sup>(4)</sup> 政治における対立や差異は、たやすく消し去られるべきものでも、乗り越えられるものでもない。政治とは不一致の領域なのである。合意の形成や対立の解消を安易に期待することは、政治を、司法や道徳に置き換えてしまふものであり、合意の強制にしかならない危険性を含んでいるというのである。<sup>(5)</sup>

合意の形成に重点を置く立場に対する上記の批判は的外れというわけではないけれども、「熟議」民主主義は、他者の意見やその理由づけに耳を傾け自らの立場を省みることを求めており、政治の場に様々な意見や立場を現出させることを「熟議」の不可欠な過程として組み込んでいる。むしろ、単純な「集計民主主義」に差異の表出や相互理解の促進過程が含まれていないことを批判しているのである。その意味で、差異や対立の存在を重要視しており、また、「相互性」や自由、平等といった「熟議」に含まれる基本理念を鑑みれば、合意の「強制」に寄与する理論と理解するのは適切でないだろう。政治とは共同の決定を行う営みである以上、一つの決定の導出とその強制は避けられないものであり、何らかの形で合意への努力はなされるべきものである。その手法として「熟議」は、単純な多数決よりも、意見の多様性に配慮した手続きであると理解すべきである。

他方で、「熟議」民主主義が、参加者に意見の相違や対立を正面から受け止めたうえで自らの立場を省みるよう求めることに対して、その「面倒くささ」や「魅力のなさ」、<sup>(6)</sup> 「心理的負担」を指摘する見解もある。「熟議」は、「自分にとっては到底受け容れられないと思われる

ような意見にも耳を傾けなければならない」。また「最終的な決定が自分の意見を十分に反映されたものであるとも限らない」<sup>(6)</sup>。それは明らかに投票行為や単純な意見表明よりも負担の大きなものである。しかも、そうした「熟議」の過程で、より見解の相違や対立が露わになることもある。すべての参加者が、合意を形成しようとする誠実に努力するとは限らず、かえって誠実な対応をする人ほど失望する可能性も高い。「熟議」の難しさは、政治から遠ざかろうとする気持ちを強くさせるかもしれない。

例えば、東浩紀は、『一般意志2・0』のなかで、この点に言及している。「そもそも現代社会においては、熟議の理想は成立がむずかしい。市民すべてが公民としての自覚をもち、議論を交わし、政治の場に積極的に参加するという事態は想像すらむずかしい」<sup>(7)</sup>。なぜそうなってしまったのか。それは、現代社会があまりにも複雑すぎるうえに、その複雑さがあまりにもそのまま可視化されてしまうからである。具体的に、インターネット上では、全く異なる現状整理と分析と自信たっぷりに語る専門家やブロガー、少し世代や文化的背景が異なるだけで、あるいは関心や情報源が異なるだけで、落としどころを探れなくなってしまう他者に頻繁に出会う。そのとき、相手の意見とその理由づけを聞いて自分の意見を検討し直そうとする「相互性」の規範を受け入れられる気持ちは失せ、さらには議論の場を共有しようとする意欲さえも断たれるかもしれない<sup>(8)</sup>。「落としどころ」が探り出せない現代において「熟議」の過程に対する過剰な期待は危険であるというのである。

東は、「熟議」を中心に据えた民主主義ではなく、ネットワーク上の情報集積から機械的に集合知を導きそれを常に可視化する「データベース民主主義」と「熟議」民主主義とを組み合わせる「民主主義2・0」の構想を提示する。その具体像は以下のようなものである。まず従来通り選挙で選出された議員と「熟議」の空間（各種審議会、委員会、討論会、パブリックコメント、さらには論壇誌やブログ、そしてテレビ）すなわち国政を頂点として組織される膨大な言論空間）が存在する。それとは別に、大衆の不定形な欲望を可視化するため、国会議事堂には大きなスクリーンが用意され、議事の中継映像に対する国民の反応がリアルタイムで集約され、直感的な把握が可能なグラフィックに変換されて表示される。これが「データベース民主主義」のための装置である。議員は、スクリーンを無視して、つまりは視聴者の反応を無視して、議論を進めることはできず、熟議とデータベースの間を綱渡りしつつ結論を導かなければならない。ただ、この場合視聴者はその反応を示すことができるだけで、議決には介入できない<sup>(9)</sup>。この構想で提示されているのは、大衆の欲望に忠実な「データベース民主主義」の実現でもなければ、「熟議」民主主義の否定でもない。特定の空間で展開される「熟議」が、問題意識や専門知識、利害を共有することで内向きの議論を行いがちであること、ときに既得権益を発生させることを踏まえ、「熟議の限界をデータベースの拡大により補い、データベースの専制を熟議の論理により抑え込む」<sup>(10)</sup>ことを企図したものである。「熟議」と匿名の大衆のつぶやきとの相互牽制である。この「民主主義2・0」の構想で、大衆の欲望、言い換えれば民衆の



生の声、反省されない意見の集積で「熟議」をコントロールする方法が採用されるのは、「データベース」による生の声の集積から「一般意志2・0」が生み出されるという前提に立つてのことである。<sup>①</sup>「大衆の欲望に無条件に従うことが幸せな社会を生み出すとは考えていない」<sup>②</sup>ものの、新しい技術の発展が人民の真の意志である「一般意志」を表出させる可能性を開いたことを積極的に受け入れ利用する発想に立つ。

この東の展望は、心理的負担や煩わしさを伴う「熟議」では不十分となりがちで、一般大衆の政治参加を、匿名での気軽なつぶやきの集積という形で実現させることにより、現代の代議制民主主義における民意の反映と不信の解消を目指すものである。その意味で参加民主主義の立場と問題意識を共有しているといつてよい。しかしその参加の形態は新しく、それゆえ魅力的であるとともに、危うさが伴う。匿名の大衆のつぶやきから、政治決定の方向性を決める「一般意志2・0」なるものは明示されるであろうか。発言者の責任が追及できない匿名性のゆえに、面白おかしく対立を煽る意見、気を引くという目的のためだけの過激な発言が、実態よりも多くを占めることにならないか。「データベース民主主義」では、理性による検討を踏まえない、生の意見が歓迎されるために、その他の場面でも、他者の観点から自分の意見を検討しなくてもよいという許しを得た気になって、自分の立場を過信し、他者の意見に譲歩などしないという心情が強くなるかもしれない。否定的で単純な意見の横行は、大衆のつぶやきと組み合わせられるべき「熟議」の場にも影響を及ぼし、ますます「相互性」や

「選好の変容」を受け入れる気持ちをなくさせるかもしれない。結局、「他者とはコミュニケーションできない」ということが当たり前となつて、他者への配慮はなくなつてしまふのではないだろうか。「集計民主主義」を批判する「熟議」民主主義の立場は、他者への配慮のない単純な意思決定を否定しており、「データベース民主主義」と「熟議」民主主義の組み合わせがうまく機能するのか疑わしい。

確かに、政治決定は「熟議」を経なければならず、かつそれが民主主義的であるために幅広い参加を求められるとすれば、多くの人々が煩わしさを感じ、政治を避けていこうとする気持ちを強めるかもしれない。とはいえ、政治とは、他者とともに生きるための理性的な共同行為であるべきだという「熟議」の理念は、インターネットの発展がもたらした、匿名の意見の集積を単純に民衆の意志（「一般意志」として受け止めることに警鐘を鳴らしていることも事実であり、そのことの意義は大きい。引き続き、「熟議」が含む政治理念について検討していきたい。

## (二) 「熟議」民主主義と「政治的平等」に関して

「熟議」には、市民による自由かつ平等な相互支配に基づく民主主義社会を導くべき、多くの政治理念が内包されている。具体的には、政治決定によって影響を被る人々が「熟議」過程に参加する「包摂」、自由かつ平等に意見を述べあう「政治的平等」、他者の意見に耳を傾け必要とあれば自らの選好を変える「理にかなった態度」、<sup>③</sup>「熟議」過程の「公開性」などである。そうした理念を実現した「熟議」である

かどうかを判定するための指標を作成するといった試みもある。<sup>(14)</sup>ここでは、「相互性」や「選好の変容」を受け入れる基盤ともなる、「政治的平等」の理念を中心に検討していく。

まずは、限定された「熟議」の場における発言の平等性を重視する立場から検討していきたい。「熟議」は、その参加者に対して、相互の意見の平等性を強く意識させる。そうした「熟議」の実践の積み重ねが、参加者の意識を変化させるとともに、社会全体に影響を及ぼし、平等理念の幅広い受容をもたらしていくことが期待されている。

ただ、このように限定された「熟議」の場における平等性でさえ、本当に実現しているのか、参加者一人一人の発言や意見は平等な重みをもって受け止められているのかについて、疑念が提示されることもある。そもそも、発言者の間には、価値観の相違や文化的背景の違いだけでなく、社会的地位や経済的立場、知識量などの不平等が存在する。そうした社会のなかにあって、特殊に設定されている「熟議」の場においても、現実社会での不平等が発言の重みの不平等として反映されてしまっているのではないかと懸念される。「熟議」の実践という点で多大な寄与をなしたフィッシュキンもまた、『人々の意見をすべてその是非により平等に考慮するという原則は、実のところ、もっとも恵まれた階層によるプロセスの占有が裏に隠されているのではないか』という危惧を、熟議の反対派は抱いている<sup>(15)</sup>と指摘する。「一見平等に見える熟議プロセスが、実は特権層に支配されているという事態」が引き起こされているのではないか。こうした不平等に対して敏感にならなければ、「熟議」は、現実の不平等を覆い隠す手助けとな

るかもしれない。

こうして「熟議」が含む「政治的平等」の理念は、「熟議」の場の手続きを超えて、広く一般的な社会構造を問い直すことへと踏み出していく。本当に平等な「熟議」を実現するために、広く社会も変えなくてはいけない。実際、自由主義的な体制をとる社会にあって、経済的不平等、社会的格差といったものは常に存在する。そうした経済的・社会的不平等がグローバル化とともに拡大してきているとされる現状において、「熟議」が掲げる「政治的平等」という理念はますます重要性を増しており、「熟議」の拡大は、社会的・経済的平等化促進の動きと手に手をとっていく形で進められていくべきであるとされる。<sup>(16)</sup>

「熟議」が包摂する「政治的平等」の理念の具体化に関しては、「熟議」が民主主義と政治的平等を検討した山田陽の考察に依拠して議論を進めていく。山田によれば、一方に、「熟議」民主主義をロールズの「財産私有型民主制」と結びつけて、その理念の実現を図ろうとする考え方があふ。これは、福祉国家のように事後的ではなく、事前に、資源や生産手段を配分することで、政治的自由を含む基本的な自由を平等にする社会的基盤を確立しようとするものである。つまり、「公正な政治的自由を実現するために社会的経済的な平等を構想する財産私有型民主制の議論は、熟議における平等を保障する熟議民主主義の社会的経済的な制度を構想しているとも考えられる<sup>(17)</sup>」のである。ただ、このような体制をどう具体化するかについてロールズの言及はない。事前の公正な配分のためには資本の社会的共有が必要とする社会主義的な主張も展開されているが、その実現性には問題が多い。

もう一方に、「熟議」のもつ平等の理念により事後的な再配分政策を正当化すべきという議論が存在する。しかしこの議論は、どのような価値をどう再配分するか議論が必要であるが、その議論は「熟議」によってなされなければならず、循環論的性格を免れることができない。政治的自由の平等に必要な再配分のあり方を「熟議」に先立つものとして決めてしまえば循環論から脱することができるが、その場合、政治的自由に関する基本的かつ極めて重要な取り決めが「熟議」なしに行われることになる。「熟議」には、その参加者に政治的自由を使用する能力を身に付けさせるという役割が期待されているけれども、この場合その役割は果たせないことになる。<sup>18)</sup>このように「熟議」民主主義が平等理念の実現を要請しており、社会的・経済的な社会構造をそれにふさわしいものにすることを求めているのは確かであるが、とはいえ、具体的な構想を描き出すのは容易ではない。

この点、「熟議」民主主義とベーシック・インカムを結びつけようとする田村哲樹の試みは、重要である。田村は、ベーシック・インカムを、「熟議」民主主義の「ナッジ(nudge)」と考えている。「ナッジ」とは、「人々の「選択の自由」を確保しつつ、特定の選択肢を選択させやすくするような仕組みのこと」であり、「人々の費用便益計算に作用する誘因(インセンティブ)ではなく、「自動メカニズム」と呼ばれる人間の情念的なメカニズムに作用する」ものとしている。<sup>19)</sup>田村が、「熟議への支払い」(熟議所得)ではなく、ベーシック・インカムを取り上げるのは、「インセンティブ」ではなく、選択の自由を保障している「ナッジ」が「熟議」民主主義にふさわしいと考えているか

らである。<sup>20)</sup>

田村は、ベーシック・インカムの導入を、政治的資源の累積的不平等を修正する契機として位置づけている。つまり政治的影響力行使のための資源としては、財産のみならず、人数(集団形成)、専門知識、人格などが挙げられるが、今日多くの場合、「財産の少ない者は、集団形成も困難であり、専門的知識を獲得する機会にも恵まれず、それゆえ人格によって人々にアピールする機会を得ることも難しい状況」にある。政治的影響力の偏りが民主主義の歪みとなっており、その修正が求められているからである。<sup>21)</sup>ただ、このベーシック・インカムの導入は、平等の実現だけではなく、「労働中心社会」の転換、余暇の増大、政治的関心や政治参加意欲の高まりをも目的としている。政治参加には余暇が必要であり、相互性に基づく「熟議」の実践には実存的不安からの自由が必要である。

田村のように、「熟議」民主主義を代議制民主主義に基づく現実政治の枠内に閉じ込めるのではなく、熟議システムとして、親密圏や家族を含む社会全体の政治構造の問い直しを求める立場からするならば、熟議所得という限定された手法ではなく、ベーシック・インカムという広く生活全体に影響を与える方法を選択し、ある程度の政治的平等を実現するとともに、余暇を作り出し、社会の様々な場面での「熟議」を実現していこうと企図することは論理的である。ただ、「選択の自由」に配慮したベーシック・インカムによってもたらされる余暇や安心感が、必ずしも「熟議」への参加意欲につながるには限らない。また労働中心の価値観は強固であり、「熟議」の理念に対する共感でそれを

切り崩せるのか、実現性については疑念が多い。

以上のように、「熟議」民主主義の立場から提示されている、社会構造そのものを「熟議」の示す政治的理念に基づいて構成しようとする理論は、経済的・社会的格差の拡大という現状にあって、大きな意義をもっている。ただ、その具体的構想は一つではないし、いくつかが提示されている構想についても、実現性や有効性について疑念がある。その意味で、「熟議」民主主義は、社会構造全体の変化をただ待つのではなく、現実の社会のなかで「熟議」の実践を積み重ね、その理念を広げようとしている。次は、実際の政治過程のどこに「熟議」を組み込むのかという観点に移っていききたい。

### (三) 政治過程に「熟議」を組み込む点について

実際の政治過程に「熟議」を導入するという点において、現代の「熟議」民主主義論が議会での討議研究から始まったことはすでに指摘した。そもそも議会には、自由な公開討論によって公共の利益にかなう結論を導くことが期待されており、「熟議」の原理に依拠した制度であるといえる。そのため「熟議」が議会で実現していると認識されることは、代議制民主主義への信頼回復の重要な手立てとなる。現実の議会での討議が、どの程度、どのような意味で、「熟議」に近いかという点についての実証研究もなされている。ただ、一般的な市民は、議会での公開討論に対して、じっくりと耳を傾けるといふより、討論の一部を切りとるマスコミ報道でその内容を知るといふ現状もあつて、議会での討議を、理想的な「熟議」の姿には遠い、党派的な主張

の繰り返し、揚げ足取りとも思える批判の応酬にすぎないと切り捨てような見方もある。

現実の議会における「熟議」の実現という点に関して、大津留(北川)智恵子のアメリカ議会研究会に基づく指摘が重要である。大津留(北川)は、アメリカ議会で「熟議」の重要性は繰り返し唱えられているものの、議会改革過程のなかでその優先度は高くなく、むしろ議会は「熟議」から遠ざかっていると指摘している。議会改革により、議会の透明性が高まり、情報公開が進むと、個々の議員の発言や表決行動は、覆い隠されることなく、有権者の知るところとなる。そのため議員は、選挙区の声と異なる発言や行為をすることが困難になって、「選好の変容」を伴う「熟議」の機会が失われている。「有権者の代表者が集合的に熟議し、その結果として意思決定を行なう場であるはずの議会は、選挙区の声が議員によって忠実に代弁され、多数党の求める表決結果が効率的に達成されることに重きが置かれる場へと、意味合いが変わっていった<sup>(22)</sup>。議員の立法行動は、常に選挙戦を意識するものとなり、議員は、代表者から代理人へと変質したのである。外からの圧力に敏感な機関へと変容した議会は、政党内の同質性が高まり、政党間の対立が明確になるといふ事情もあいまって、「熟議」の空間を自ら狭めていくこととなった。

大津留(北川)は、こうした事態を踏まえて、改めて「熟議」の重要性を指摘する。つまり、「有権者の教育水準があがり、情報が浸透し、インターネットが即時に疑似的な公共空間を提供してくれるようになった今日においても、民主主義において代表が意味を持ち続けている



る理由は、そうした個々の有権者の能力とは別のところにある。つまり、個々人の意思決定を合算することでは得られない、発展的・創造的な問題解決の方向性を、集団的な思考過程が生み出すことができる点であり、それが熟議民主主義の根幹なのである<sup>23)</sup>。多元性の高まるグローバル時代の社会では、既存の利益の調整に留まるのではなく、新たな利益を規定して答えを出さなければならぬ問題が山積しており、議会の「熟議」はますますその必要性が高まっている。そのため、議員は代理人としてばかりではなく、代表者としての自覚をもち、自らの意見や判断を有権者に伝えていかななくてはならない。議員が、選挙区の有権者から、知識や経験をもとに自信をもって判断している代表者だという信頼を得るならば、議員独自の判断にも理解が示されるであろう。自らの判断は行わずに選挙区の声のままに行動し、その責任を有権者の判断に押しつけることは、案かもしれないが、代表者に値しない行為である。議会改革と技術革新によって有権者との距離がますます緊密になる環境のなかで、有権者の声に追随することで責任を回避するのではなく、能動的に有権者に働きかけることで「熟議」の空間を広げていくことが、議会にとっても有権者にとっても建設的な方向性ではないか。こう大津留（北川）は指摘している。

このように、議会における「熟議」の回復のためには、議員が代理ではなく代表として理解されなければならず、そのためには、議員からの働きかけと有権者の議員に対する信頼の双方が必要となる。しかし時代の流れはそれらの実現を阻む方向に進んでおり、代議制民主主義における「熟議」をどこから始めるのかが一つの焦点となる。議会

における「熟議」が市民の理解を必要とするなら、市民自身が「熟議」を経験する機会を設けることから出発するという方法も考えられる。

市民による「熟議」は、これまで、主に参加民主主義の立場からその必要性が主張されてきた。しかし、多元主義の視点から戦後の代議制民主主義を基礎づけたロバート・ダールもまたミニ・ポピュラス構想を提示していることからわかるように、市民による「熟議」が代議制民主主義の正統性を高めることに寄与するとする主張は様々な立場の民主主義論に共有されている。そうした流れのなかにあつて、「熟議」民主主義論は、二〇〇〇年代以降、具体的な「熟議」の実践として、多様な形態のミニ・パブリックスを構想し、実施してきた。まずは、市民による「熟議」の例として、ミニ・パブリックスの意義と課題を検討していこう。ここでいうミニ・パブリックスとは、前節で紹介したような、無作為抽出等の方法で選出された比較的少数数の市民が一定期間集められて「熟議」する場の総称である。「社会的縮図」となるよう選出方法を工夫している点にその名の由来がある。

ミニ・パブリックスは、そこでの討論方法や結論導出の過程が「熟議」と呼ぶにふさわしく運用されるよう、様々な観点から点検されている。具体的には、社会で影響力のある諸見解やそれらに関する十分な情報が偏りなく多様な形で提供されたか、参加者それぞれの意見が発言者の立場や地位にかかわらず平等に検討されたか、参加者それぞれが提示する「理由づけ」について真摯な熟慮がなされたか、それに基づき「選好の変容」が引き起こされたかなどである。ただし、その判断根拠は、他者の理由づけを真摯に検討したのか、その結果の「選

好の変容」であるのかなど、参加した個人の主観にかかわる部分も大きく、真に「熟議」がなされたのかを客観的に判断することは難しい。<sup>(25)</sup> ミニ・パブリックスの具体的な実践例については前節で触れたが、実践例ごとに、その成果が示され、指摘された課題に対しては改善がなされている。ここでは、様々なミニ・パブリックスに共通する課題を検討してみたい。

まず、「ミニ・パブリックスの実施時期は短期間であり、そのなかで、とりわけ「私たち」の立場がそのアイデンティティに結びついているような問題の場合、「私たち」の立場に持続的な変化が生じると期待することは難しい」という問題点がある。<sup>(26)</sup> 「選好の変容」は「熟議」の重要な条件であり、それがどこまで期待できるのかはその質保証と大きくかわる問題である。また、「議題に詳しい専門家、政策担当者、利害関係者をパネリストとして集め、議題を仲介するためのモデレータをトレーニングして一定数揃えるなどの設計が必要である」<sup>(27)</sup>。この専門家や関係者の選別、モデレータの訓練など、ミニ・パブリックスの運営には周知な準備と専門知識が要求される。ミニ・パブリックスの運営に関する質保証が厳格に求められれば求められるほど、運営への敷居は高くなり、コストも増える。そのため、行政が主体で実施されるか、行政の支援を受けて開催されることも多くなる。これらの場合、参加者の抽出方法や専門家の選び方などにおいて、行政が、自分たちの望む「熟議」結果を得ようとして運営の中立性を歪めることや、「熟議」の過程の公平性は保ちつつも、その結論が行政の望むものかどうかで扱いを変えることなどが起こりかねない。このようにミニ・パブ

リックスには、真の意味で「熟議」が展開されるかどうかという質保証に関する課題が存在する。

また、「ミニ・パブリックスにおいて熟議を行うこと、あるいは、そこでの熟議の結果が政治過程において提言としてあれ、熟議を経た結果の「世論」としてであれ、あるいはその他の形態としてであれ—何らかの形で影響を持つことを、ミニ・パブリックス参加者以外の人々が納得し受け入れるかどうか、という問題」もある。<sup>(28)</sup> ミニ・パブリックスでは、その参加者を無作為抽出することで、「社会の縮図」を作り出すとされる。それが、ミニ・パブリックスでの討論内容や結論に、民意を忠実に反映したものと位置づけを与え、民主主義の政治過程のなかで尊重されるべきものという正統性を付与することになる。

ただこの点に関しては、批判も多い。有権者のなかから無作為抽出してミニ・パブリックスの参加者を決定するとしても、「熟議」への参加を強制しない以上、「熟議」への参加意志がある人、また参加のための時間を確保できる人に限られることになる。参加できる時間的余裕があるか否かは、年齢層や職種、社会的地位や経済的立場において偏りが見られるものであり、ある種の「選別」が働いているとも考えられる。また、代表選出を民主主義の中核的過程として認めてきた近代の代議制民主主義において、無作為抽出という選出方法は、選ばれた人たちに対して、重要な問題を熟議する「代表」としての正統性を与えるのかという点も問題になる。さらにいえば、制度設計に工夫を凝らし、参加者の偏りを可能な限りなくして、「社会の縮図」に

近い「熟議」集団を作り上げたとしても、結局議論するのは一部の人々であって、全体の意見とは言えないという指摘もある。例えば、柳瀬昇は、以下のように指摘する。「たしかに、いかに偏りのない一般の国民を抽出し、優れた討議「本論でいう「熟議」」の場を設計し、政策についての討議を経た意見を獲得したとしても、選挙・議会・政府という公式の政治制度による政策決定に代わる正統性は、そこから発生しない。政策の当否をめぐって行われる国民(住民)投票には、そこで示される民意なるものが必ずしも討議的とはいえないという欠点がある一方で、新たな討議の場を創設しようとする諸構想には、討議性を獲得した代償として、参加性に乏しい点に弱みがある。「ミニ・パブリックスの一形態である」討論型世論調査は、参加者を無作為抽出することによって、参加性を代表性で補おうとするものであるが、そこでの代表とは統計学的なものであって、法的なものではない。<sup>(29)</sup>」ミニ・パブリックスで得られた結論とは、あくまで一つの実験体による成果物にすぎず、参加民主主義者のように、ミニ・パブリックによって示された選好を政策決定に直結させようとするのではなく、政治決定へ過度に影響を及ぼすことについては謙抑的であるべきだと述べている。

以上のように、ミニ・パブリックスは、「熟議」の実践において重要な役割を果たしているが、質保証という点でも、民主主義政治における正統性という点でも、課題が多い。そのため、田村哲樹は、「熟議」ミニ・パブリックス」と考えることは、「熟議」民主主義理論の阻害要因となりうると考えている。「熟議」とはそもそも「コミュニケー

ション様式」であり、「それが具体化する制度・実践には様々なものがあり得る」。また、ミニ・パブリックスがもつ様々な制約や問題点がそのまま熟議民主主義の問題として捉えられてしまうと熟議民主主義の可能性を狭めることにもなりかねないと指摘する。<sup>(30)</sup>

では次に、ミニ・パブリックスという形式に限定せず、より広く、市民による「熟議」について検討していきたい。この点で重要になるのが、市民による「熟議」と代議制民主主義の政治過程とを結びつける「二回路モデル」である。この「二回路モデル」では、市民たちの自律的公共圏における「熟議」で形成された意見が、代議制民主主義の諸制度における政治的意思決定に反映されることで、代議制民主主義への信頼が回復し、民主的法治国家全体が活性化されるとする。「熟議」という行為の現代政治における意義を高く評価し、市民の自発的・自律的な営みである「熟議」が政治システム内でのアジェンダ設定や政治的意思決定に影響を及ぼし、政治システム内の「熟議」と連動していくことを求める主張である。ただ、この「二回路モデル」についても、ミニ・パブリックス論で指摘されたのと同様の、自律的公共圏における「熟議」の質保証と民主主義的な正統性が問題となる。

自律的公共圏での市民による「熟議」に民主主義的な正統性を認める前提には、ハーバーマスのコミュニケーション合理性論がある。この議論に依拠すれば、政治システムに取り込まれていない自律的公共圏では、既存の権力構造に縛られない、自由なコミュニケーション行為が展開され、コミュニケーション合理性に基づく合意、ないしは意見形成が期待される。そうした自律的公共圏での形成された意見は、

巨大な圧力団体や政党、官僚間の権力闘争や利益獲得競争、官僚化する行政システムの論理、マス・メディアや大政党による宣伝や情報操作が幅をきかせる政治システムを批判し、それを民主的に運営していくために欠かせないものとされる。市民の自由なコミュニケーションとその合理性への信頼が理論の基礎にあり、それが市民による自律的公共圏内での「熟議」に正統性を与えている。

しかしこの点、ハーバースマス自身が市民的公共性から操作的公共性へという「公共性の構造転換」の危険性を指摘しているように、現在でも、「公衆は、公共性なしに論議する専門家たちからなる少数派と、公共的に受容するだけの消費者たちからなる膨大な大衆へと分裂」<sup>4)</sup>してしまっているのではないか。大衆化した市民は、合理的なコミュニケーション形式を失い、大組織によって提示される情報やインターネットに溢れる不確かな情報に操作され、翻弄されているのではないだろうか。規範として、理念として、市民の自発的「熟議」の重要性や意義が主張されているとしても、現実において、市民が、既存の経済的・政治的システムから自由なコミュニケーションを行い、コミュニケーション合理性のもと、公共的な意見を形成するとは限らない。市民の自発的な営みだから信頼がおける、民主主義的正統性があるとは言いがたい。

また、質保証の問題もある。つまり、市民が自律的に集団や機会を作り、そこで社会問題について議論したとしても、必ずしも、意見の異なる他者の見解や立場、その理由づけを真摯に聞く「相互性」の理念に沿った「熟議」を行っているとは評価することはできない。偏りの

ない、十分な情報を得たうえでの議論ができていないか、平等な発言権が保障されているか、選好の変容を伴う「理にかなった態度」を備えているかといった点も、自由な場である以上その実現程度はばらばらであろう。加えて、議論の場が自発的、自律的に形成されるということは、そこから離れる自由と常に表裏一体であることを意味する。あえてその議論の場に留まる理由は、自分自身と意見を共有できる人たちとともにいたい、同じ考えの人たちと集団を形成したい、という動機にある場合が多いのではないか。自発的で自由なアソシエーションは、似た者同士の集団となりがちで、党派性を免れにくいと考えられる。その意味で、「熟議」の理念の一つである包括性が実現されていない場合も多い。

そうした「熟議」の理念の実現において様々なレベルにある議論の場や党派的な集団が社会全体に多数存在し、独自の結論や見解が提示されることで、社会全体として「熟議」システムを形成していると考えられることもできないはない。しかしそれでは自律的公共圏において形成される個々の議論の場では、「熟議」の理念が実現されていないことを許容ないしは承認することになる。実際に存在する各々の議論の場で「熟議」の理念が実現されないとすれば、その理念は市民に受け入れられていないということではないか。そのような状況で、社会全体が「熟議」システムと呼べるようになる、つまり、「熟議」の示す「相互性」や「政治的平等」の理念に沿って構成されるものとなるとは期待できないであろう。自律的公共圏における自発的な議論においても、その質の吟味は重要である。



このように、「二回路モデル」では自律的公共圏での「熟議」に意義を見出す、それがどのように実現されるのかという点において不明な点が多い。また現状では市民の自発性に委ねておけば実現するという見通しも持ちにくい。市民による「熟議」実現のためのミニ・パブリックスなどの制度化が試みられているのは、この弱点を補うためのものである。しかし、田畑真一が指摘するように、「二回路モデル」

において、政治システムとは異なる自律的公共圏での「熟議」に民主主義的正統性が付与されるのは、市民の自律的で自由なコミュニケーション空間であるからである。ミニ・パブリックスとして制度化されることで、その自律性や自由さが損なわれる可能性がある。さらにミニ・パブリックスが質保証のために厳格な手続きを踏むようになればなるほど、実施方法に縛りが多くなったり、行政依存が起こったりして、自律性と自由さはさらに失われる。ミニ・パブリックスとして制度化は、自律的公共圏において「熟議」がどのようにすれば営まれるのかという問題を解決する方向性を示しているもの、他方で、自律性を傷つけ、正統性を失わせるリスクがある。

討論型世論調査を実践してきたフィシユキンは、アッカマンとの共著『熟議の日』のなかで、適切な制度設計がなされた「熟議」の場で、市民が相互性に基づく「熟議」を行う能力については確信を持っているものの、市民が自発的に「熟議」を行うというモデルには懐疑的である。つまり、討論型世論調査等のプロジェクトで明らかとなったように、「相異なる見解の代表者の主張に最後まで耳を傾けたり、新しい議論や証明に基づいて自分の考え方を変えたりするなど、生産的な

やりとりに普通の市民は著しく長けている」。しかし、「公共的な熟議に携わっていくことを動機づける社会的文脈が通常は欠けて」おり、それゆえ「一般公衆の政治をめぐる知識のなさは驚くほど酷い」。自発的に十分な情報を得て、自ら「熟議」の場を形成していこうとするほど、市民は「熟議」への情熱を持っていないし、社会もまたそれを求めてはいない。

フィシユキンらこう分析したうえで、「社会の縮図」としてのミニ・パブリックスでの「熟議」から、より包括的な市民参加による「熟議の日」を構想していく。構想の内容を具体的にみていこう。「熟議の日」は、主要な国政選挙の二週間前に新しい祝日として設定される。登録済みの有権者は、「熟議の日」の二日のうち、どちらかの一日仕事を休む権利を与えられて、「熟議」への参加を促される。参加した者は報酬が支払われる。「熟議の日」は、全国多数の場で開催されるが、どのように実施されるかは厳格に決められている。まず午前中は、十五名からなる小集団で、七十五分にわたる各候補者によるライブのテレビ討論会(あらかじめ論点は整理されている)を視聴し、その後六十分の議論を行う。次に、小集団が集まって、五〇〇名の大集団(市民集会)になり、各政党の地域代表者による六〇分の討論を視聴し、質疑応答を行う。昼食休憩後、再び小集団に戻って、論点整理をしたのち、二回目の市民集会での議論に臨む。小集団や市民集会での議論は、討論型世論調査で培った「熟議」実現のための手法が用いられる。市民は、この場で何か結論を出すのではなく、「熟議の日」での経験を踏まえて、二週間後投票を行う。こうした厳格なフォーマットを備

えた「熟議の日」を設定する目的は以下のようにまとめられている。

「私たちは奇跡を求めているのではない。積極的な市民を何もいないところから作り出せるとは想定していない。しかし、討論型世論調査から得られたデータは、熟議という作業に携わる能力と意志を普通の人々が確かにもつことを立証している。取り組むべき課題は、数百人とは言わずに数百万人規模の市民が、よく考えた上で自分の市民としての債務を果たす現実的な機会を持つような社会的文脈を作り出すことである。この新しい社会的文脈の創出なしには、積極的なシテイズンシップという革新主義者の理想は、政治市場の対抗する力学にあざ笑われることになるだろう。」<sup>34</sup>このように、フィシユキンらは、現実の市民たちの政治的無知や無関心という実情を踏まえ、市民による「熟議」の実現には、それを支える社会的文脈および制度が必要であると主張している。

このように、フィシユキンは、討論型世論調査という一種のミニ・パブリックスの実践から「熟議の日」の法制化へと理論を発展させている。「熟議の日」に行われるのは、選挙に向けての「熟議」であり、代議制民主主義における選挙制度の一部として位置づけられているものである。その点「二回路モデル」が想定したような「熟議」像、すなわち、自発的な「熟議」において、市民が、既存の権力体制や政治システムのあり方を批判的に検討し、新たな社会問題を発見したり、生活世界の合理性に根付いた意見を提示したり、政治システムの論理に対して異議申し立てを行ったりするというイメージとは性格を異にする。政治システムへのラディカルな批判は難しく、自律性や自発性

は縮小しているといえるが、この構想は、「二回路モデル」のもつ、市民による「熟議」と代議制民主主義をどう接合するのかという根本的な問題に対して、明確な回答を示したものともいえる。引き続き、この接合問題を考えていきたい。

すでに、ミニ・パブリックスの民主主義的正統性という観点から、そこでの市民による「熟議」の結果が、代議制民主主義での決定に代わるものとはなりえないことは指摘した。では、代議制民主主義における政治決定にどのような影響を及ぼすのが適切といえるだろうか。また、この点に関しては、代議制民主主義の中心機関である議会もまた「熟議」の場であるので、市民による「熟議」の広がりや、議会における「熟議」にどのような影響を与えるのかも考えていかなければならない。

まず、議会における「熟議」の可能性という点について考えてみよう。ミニ・パブリックスないしは「熟議の日」といった形態で、市民による「熟議」を代議制民主主義の制度内に正式に位置づけた場合、政治システムにおける決定への影響力は確実なものとなる。しかし、ミニ・パブリックスでの結論の結果がその決定を縛ることになり、議会での「熟議」の意味は縮減する。またその場で結論を出さない「熟議の日」の場合でも、「熟議」の場で自らの立場を明らかにした政党や議員はそこで示した公約に縛られることになり、議会内での「選好の変容」を伴う自由な「熟議」をすることが難しくなる。もちろん、市民自身が「熟議」に慣れることにより、議会内での「熟議」にも理解を深め、議員が「選好の変容」を行うことに寛容になる可能性もある。

る。またテレビ討論の視聴などにより議員に対する個人的な信頼が高まり、議員個人の判断を受け入れる気持ちも高まるかもしれない。その意味では、議会における「熟議」の行方は一概には言えないが、否定的な見解も多い。

例えば、代議制民主主義の意義を論じた待鳥聡史は、委任と責任の連鎖を作れば代議制（代表制）は有効に機能して応答の政治を可能にするのであって、ミニ・パブリックス等「熟議」制度の導入は慎重にすべきであると指摘している。「熟議が現実の政治過程に組み込まれば、議会の存在意義は大幅に低下するであろう。熟議に対する一般有権者の参加をできるだけ促そうとすれば、その場は議会に限定されず、むしろ議会を含めた従来の統治機構の外側にもとめられることになるからである<sup>35</sup>」。民衆の支配を意味する民主主義体制のもとで、広範囲の一般有権者が時間をかけて検討した事柄の正当性は極めて高くなる。裁判員制度でも、裁判員の判断については、高度な専門知識を持つ職業裁判官でさえ覆すのが例外的だとされていると同様、「熟議」民主主義が制度的に導入された場合には、議会が独自の政策判断を行う余地は極めて限定的になるであろうと述べている。

また、早川誠は、政治における「意志」と「判断」の区別の必要性という観点から、代表制（代議制）の意義を指摘する。早川のいう「意志」とは、現在の定まった見解、変化することのない静的な見解であり、時間的な推移に重きが置かれていないのに対して、「判断」は、時間や行動のなかでやりとりされ、変化していくものとされる。ある特定の時期に表明された有権者の声や意見が歪められずにその後の政

治に反映されることは、言い換えれば、「意志」が尊重され、「判断」の入る余地がないということである。これは、直接民主制では望ましいかもしれないが、代議制民主主義を支える理念ではない。その点「熟議」民主主義論が「選好の変容というアイデアを通じて、単なる意志ではない判断の要素を組み込もうとしているのはたしかである。だが、そこには制度的に意志と判断を切り離す仕組みが存在していない。意志や選好の変化を引き起こすための工夫は、複数の視点から編まれた資料の提示や異なる見解をもつ専門家からの助言という形で組み込まれている。だが、それらは選好が変化する可能性を高めるとしても、変化しない意志が結果としてそのまま表明されることを妨げるものではない」。「これに対して代表制では、いかなる意志も制度上ひとまず政治への反映を阻止される」。つまり、多数の有権者によって選出される代表は、特定の個人や集団だけの意志を尊重することはできない以上、「代表は代表であることそれ自体によって総合的な視点と判断力をもつように強いられる」のである<sup>36</sup>。代表制は、ある特定の時期に固定化した「意志」の直接表現や単純集計ではなく、代表者による熟慮を経た「判断」によって政治を行うことを可能にする。「曖昧で不定形な民意を、あらためて考え直し議論して政策体系に昇華させることが代表制の意義」であり、代表制のこうした機能を発揮させることが民主主義の維持発展につながると指摘している。

このように、ミニ・パブリックスであれ、別の形態であれ、市民による「熟議」と代議制民主主義の政治決定との接合は、民主主義の理念から考えて望ましいのは明らかではあるものの、実際にどのような

するのが適切かを示すのは容易ではない。議会における「熟議」のためには、議員が合理的な検討に基づいて選好を変容することができなければならぬが、それは一般市民、有権者からの十分な信頼なしには難しく、現状では十分な信頼があると楽観視することはできない。

市民による自発的な「熟議」には、質保証や正統性という観点から無条件に政治過程で大きな影響力を与えることはできない。市民による「熟議」を制度化して政治決定にその結果が反映される仕組みを作り接合を明確化することはできるが、その際、議員は、市民による「熟議」の結論とは異なる意見を提示して別の結論を導くことを控えるようになり、代議制の意義が失われることになりかねない。このように、市民による自律的公共圏での「熟議」が導いた意見が、議会をはじめとする代議制民主主義における政治的意思決定に影響を与えていくという「二回路モデル」に基づく制度設計は、自律的公共圏での自発的な「熟議」をどう実現するのか、その民主的正統性をどう担保するのか、自律的公共圏での「熟議」と議会での「熟議」をどう接合するのかなど、多くの問題を抱えている。代議制民主主義の決定過程に市民による「熟議」を組み込むことは、そのやり方によっては、かえって代議制民主主義の不信を増大させるもの、代議制自体の意味を損なうものともなりかねない。そこには一筋縄ではいかない複雑さがある。

## おわりに

本論の課題は、現代の代議制民主主義の危機が、代表する者への不信にあるとするなら、「熟議」の営みを政治過程に導入することで、代議制民主主義に対する信頼回復を図ることができるのかということであった。

そのために、まずは「熟議」の概念を検討し、「熟議」には政治的平等をはじめ、包括性や相互性といった民主主義にとって重要な政治理念が含まれていることを確認した。現代は、価値観の多様化が進んでいる。加えて、インターネットでは匿名であるがゆえの無責任で煽動的な意見が溢れ、断定的な言葉を放つ人たちの存在を目の当たりにして戸惑うことも多くなった。そうしたなかで、相互性に基づく「熟議」の理念は、見解の異なる他者を話し合えない存在と安易に切り捨てないことの意義を再確認させるといふ意味で重要性を増している。また、グローバル化と新自由主義の受容により不平等が拡大しているなかであって、「熟議」において政治的平等の理念が掲げられている意義も大きい。ただ、多元的な社会における「熟議」は、対立の表面化や意見の分極化をもたらすだけだという批判、「熟議」による合意形成の強調は実際の対立を覆い隠すことになりかねないという懸念もある。また、単なる話し合いか「熟議」かを判定するには、他者の理由づけを真摯に聞き取ったか、それに基づく「選好の変容」を受け入



れたのかといった参加者の主観に踏み込まざるをえず、客観的に判断を下すのは難しい。「熟議」の政治的平等の理念は政治的資源の平等化とそれにふさわしい社会変革を求めるが、具体的なビジョンを描くまでには至っていない。このように様々な課題が提示されているものの、「熟議」は理性的な市民の相互支配を意味する民主主義には不可欠の営みであることは確かで、理念としてだけでなく、実践としても、その発展や深化への期待は大きい。

「熟議」の実現化という意味で重要なのは、議会の討論が「熟議」と呼ぶにふさわしいものになるかどうかという点である。代表制民主主義の信頼回復のためには議会における「熟議」の実現が必要であるが、「熟議」となるためには、議員が自由に「選好の変容」ができなければならぬ。しかしときにそれは有権者との約束を破ることを意味し、有権者からの議員に対する相応の信頼がなければ難しい。議会での「熟議」の実現化のためには、まず有権者の「熟議」への理解が必要であり、そのためにも有権者が「熟議」を経験することが重要である。ただ有権者による「熟議」が制度化されたならば、その結果がもつ影響力は大きく、代表者による決定という代議制民主主義の本質を揺るがすことにもなりかねない。

このように、現代の代議制民主主義に対する信頼回復にとって「熟議」民主主義が有効であるには、まず議会における「熟議」の回復がなされること、そのために「熟議」とその基本的理念に対する有権者の幅広い理解が構築されてくことが必要である。しかしそもそも「熟議」には様々な難しさが伴う。「熟議」には、自分とは異なる他者の

見解に耳を傾けそれを理解し合意に達しようとする、粘り強い態度が必要で、心理的負担が伴う。そもそも異なる意見や対立する見解を聞くことは楽しいことではないかもしれない。さらに、自分の意見ばかりを声高に繰り返す人たち、合意に到達する気もない人たちに直面することで、そうした人たちへの嫌悪が生まれるかもしれないし、自分だけが「選好の変容」を受け入れていることに虚しさを感じるかもしれない。具体的な「熟議」の場が、その理念に沿った、平等なメンバー間の誠実な話し合いの場となったとしても、合意を形成することができない、具体的な政策形成などの成果をもたらさないこともある。このように「熟議」には難しさや煩わしさが伴うため、市民のあいだで自然と「熟議」の営みが広がって、「熟議」への理解が進むとは期待できない。その意味でも、議員をはじめ「代表する者」たちが、「熟議」に取り組む責任を意識して、実践していくことが望ましいが、そのためには社会において「熟議」に対する理解が広く共有されていることが前提となる。

このような「熟議」をめぐる行き詰まりを突破する契機として、政治的行為としての「熟議」の位置づけを明確にすることが必要ではないだろうか。「熟議」民主主義の立場は、政治行為の本質を言論によるコミュニケーションにみる考え方に立脚しているが、実際の政治は、利害の損得勘定や取引、情報操作や駆け引き、支持者を動員するためのシンボル操作やパフォーマンスなど、自らの有利になるような政治的決定を導き出すとする操作的行為で溢れている。政治は、多様な意見や利害のせめぎ合いのなかから共同の決定を引き出すことをその

任務とするが、必ずしもコミュニケーションによって共同の決定がなされているわけではない。「熟議」は、自らに有利な政治的意思決定を引き出すという目的合理的行為としてではなく、それ自体に価値のある行為であるとして重んじられているべきものであるが、煩わしさや難しさが伴う。そのため現実の政治的主体は「熟議」する人であるという捉え方は、理念としては理解されても、現実味が乏しいと受け止められている。現実の政治的主体は、消費社会における主体のあり方、労働社会における主体のあり方、インターネットからの様々な刺激に晒される情報社会における主体のあり方などと絡み合っ、形成されている。「熟議」の理念が一つの望ましい政治主体のあり方を示していることを念頭に置きつつ、現実の市民の姿を踏まえて、政治的主体とはどうあるのか、どうあるべきかを考える必要があるだろう。今後はこうした視点から、代議制民主主義への信頼回復および広く政治への信頼回復という大きな課題に向けて考察を進めていきたい。

## 注

- (1) 山田竜作、「現代社会における熟議／対話の重要性」、田村哲樹編、『語る—熟議／対話の政治学』（風行社、二〇一〇年）、三四—三五頁。
- (2) Iris Marion Young, *Inclusion and Democracy* (Oxford Political Theory, 2000), p. 116.
- (3) 山崎望、「熟議民主主義論の進化」、有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編、『ポスト・リベラリズムの対抗軸』（ナカニシヤ出版、二〇〇七年）、九一頁。
- (4) この点に関して、シャントナル・ムフは、以下のように述べている。民主主義にとつての中心的な課題と私が考えているものは、「合理主義者には悪いが、排除なき合意にいかにして到達するかという問題ではない。なぜならそれは政治的なものの消去を意味するだけだからである。政治が目指すのは対立と多様なコンテキストにおいて統一を創出することである。それはつねに「彼ら」の決定によって「われわれ」を創出することにかかわっている。民主主義の目新しさはわれわれ／彼らの対立を超越することにあるのではなく／それはひとつの不可能性である—、異なる方法においてそれを確立することにあるのである。われわれ／彼らの区別を複数主義的な民主主義と両立する仕方であることこそ、中心的な論点なのである。」シャントナル・ムフ著、葛西弘隆訳、『民主主義の逆説』（以分社、二〇〇六年）、一五六—一五七頁。また、ジャック・ランシエールは、以下のように述べている。「政治は言語という「人間に」共通の本質から演繹されるのではなく、専ら言語の実践の只中で生じる分割からのみ演繹されるということを示そうと思います。そしてさらに不都合は政治の論理そのものであるということを示そうと思います。その結果、政治的デモクラシーの本質として今日大いにもはやされているコンセンサスは、実は政治的デモクラシーの消失という事態である、ということになるのかもしれない。」ジャック・ランシエール著、松葉祥一訳、『民主主義への憎悪』（インスクリプト、二〇〇八年）、二三四頁。抗争と不都合の民主主義理論については、谷澤正嗣、「デモクラシーにおける合意と抗争」、斉藤純一・田村哲樹編、『アクセス・デモクラシー論』（日本経済評論社、二〇一二年）、一五八—一六〇頁を参照。
- (5) 五野井郁夫、「ラディカル・デモクラシーの政治と公共空間の創出」、斉藤純一編、『支える—連帯と再配分の政治学』（風行社、二〇一一年）、一四七—一四八頁。
- (6) 田村哲樹、『熟議民主主義の困難—その乗り越え方の政治理論的考察』（ナカニシヤ出版、二〇一七年）、四三頁。
- (7) 東浩紀、『一般意志2・0 ルソー、フロイト、グーグル』（講談社、二〇一一年）、一一九頁。

- (8) 同上書、九五―九七頁。
- (9) 同上書、一八二頁。
- (10) 同上書、一四三頁。
- (11) 同上書、九一―九三頁。
- (12) 同上書、二一六頁。
- (13) Iris Marion Young, *Inclusion and Democracy*, pp. 21–25.
- (14) James S. Fishkin, *When the People Speak: Deliberative Democracy and Public Consultation* (Oxford University Press, 2009), pp. 33–43. 「シェイムズ・S・フィシユキン著、曾根泰教監修、岩木貴子訳、『人々の声が響き合うとき―熟議空間と民主主義』(早川書房、二〇一一年)、六〇―七三頁。」
- (15) *Ibid.*, p. 100. 「同上書、一五七―一五八頁。」
- (16) Peter McLaverly, “Inequality and Deliberative Democracy”, Stephen Elstub and Peter McLaverly (ed.), *Deliberative Democracy - Issues and Cases* (Edinburgh University Press, 2014), p. 49.
- (17) 山田陽, 「熟議民主主義と政治的平等」, 宇野重規・井上彰・山崎望編, 『実践する政治哲学』(ナカニシヤ出版、二〇一二年)、二七一頁。
- (18) 同上書、二六八―二八〇頁。
- (19) 田村哲樹, 『熟議民主主義の困難―その乗り越え方の政治理論的考察』, 四三頁。
- (20) 同上書、一三二―一三八頁。
- (21) 同上書、五九―六〇頁。
- (22) 大津留(北川) 智恵子, 「議会における熟議」, 田村哲樹編, 『語る―熟議／対話の政治学』(風行社、二〇一〇年)、一四〇―一四二頁。
- (23) 同上書、一六三頁。
- (24) Robert A. Dahl, *Democracy and its Critics* (Yale University Press, 1989), p. 340.
- (25) この点、大津留(北川) 智恵子は、以下のように指摘している。「熟議にもとづく意思決定過程で+は、意思を形成する判断基準そのものが相互の主観的な反応の中で変容していくため、はたして熟議民主主義が有効であったかはもとより、その存在そのものを証明することすら難しい。議論の展開を追うことで熟議の形跡を状況証拠的に分析している事例もあるが、そもそも熟議制民主主義は現状分析のための概念というよりも、多分に規範的な側面をもった概念だとも言える。」大津留(北川) 智恵子, 「熟議民主主義における議会の役割」, 『法学論集』, 第五六巻第五・六号(関西大学法学会、二〇〇七年)、三二―三三頁。
- (26) 田村哲樹, 『熟議民主主義の困難―その乗り越え方の政治理論的考察』, 四二頁。
- (27) 山田真裕, 『政治参加と民主政治』(東京大学出版会、二〇一六年)、一四五頁。
- (28) 田村哲樹はこれを「二階の正統性問題」と呼んでいる。田村哲樹, 『熟議民主主義の困難―その乗り越え方の政治理論的考察』, 一九五―一九六頁。
- (29) 柳瀬昇, 「熟慮と討議の民主主義理論―直接民主制は代議制を乗り越えられるか」(ミネルヴァ書房、二〇一五年)、一五〇―一五二頁。
- (30) 田村哲樹, 『熟議民主主義の困難―その乗り越え方の政治理論的考察』, 一八九頁。
- (31) ユルゲン・ハーバーマース著、細谷貞雄訳『公共性の構造転換』(未来社、一九七三年)、一六三頁。
- (32) 田畑真一, 「熟議デモクラシーにおけるミニ・パブリックスの位置づけ」, 田中愛治監修、須賀見一・齋藤純一編, 『政治経済学の規範理論』(勁草書房、二〇一一年)、二六〇―二六二頁。
- (33) Bruce Ackerman and James S. Fishkin, *Deliberation Day* (Yale University Press, 2004), pp. 4–5. 「ブルース・アッカマン、ジェイムズ・S・フィシユキン著、川岸令和・谷澤正嗣・青山豊訳、『熟議の日―普通の市民が主権者になるために』(早稲田大学出版部、二〇一四年)、四―五頁。」具体的なフォーマットについては、*ibid.*, pp. 23–27 「同上書、三一―四六頁」を参照。

- (34) *Ibid.*, p. 165. 「同上書、二二五頁。」
- (35) 待鳥聡史、『代議制民主主義―「民意」と「政治家」を問い直す』（中公新書、二〇一五年）、六一七頁。
- (36) 早川誠、『代表制という思想』（風行社、二〇一四年）、一九〇―一九七頁。早川は、こうした代議制の「民意を反映しない」ことの意義だけではなく、「民意を反映する」ことの意義も同様に重んじる。代表には「民主的性質」と「非民主的性質」があり、それが複合的に実現されることが必要であるとする。この点に関しては、早川誠、『代議制民主主義におけるつながりと切断』、宇野重規編、『つながる―社会的連帯と政治学』（風行社、二〇一〇年）を参照。